

答弁書第三四号

内閣参質一七〇第三四号

平成二十年十月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出投票所設置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員藤末健三君提出投票所設置に関する質問に対する答弁書

選挙人が投票しやすい環境を作るとは重要なことであると認識しており、総務省においては、これまでも、選挙人の便宜を考慮して当該投票区の中で最も適切な施設を選定して投票所を設けるよう、市町村の選挙管理委員会に助言してきているところである。

御指摘のショッピングセンター等頻繁に人の往来がある施設についても、投票の秘密や選挙の公正を確保するために必要な場所及び設備を有し、投票所の秩序を適切に保持することができる場合においては、投票所を設置することが可能であることを含め、今後とも様々な機会を活用し、投票所の適切な設置について、市町村の選挙管理委員会に十分な助言を行ってまいりたい。

